

改正の概要

1 「山口市競争入札実施要綱」の制定に伴う改正

山口市競争入札実施要綱（以下「入札要綱」という。）の制定に伴い、入札要綱をこの要綱の根拠とする旨の規定を追加し、また、条件付一般競争入札の応札可能業者数と指名業者数の基準については、入札要綱に定めたため、この要綱から削る。なお、それら基準の内容については変更していない。

2 別表第1の改正

上記1と同様の理由から別表第1について全体的に整理した。詳細は、新旧対照表のとおり。

3 その他、文言や規定の整理

4 施行期日 令和4年4月1日

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>山口市競争入札実施要綱（以下「入札要綱」という。）第6条第3項及び第16条の規定により、山口市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事という。以下同じ。）の適正な執行を確保するため、条件付一般競争入札の参加資格要件又は指名競争入札の指名選定に関する基準（以下「参加基準」という。）</u>を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は_____、山口市が発注する建設工事_____の適正な執行を確保するため、<u>競争入札により契約を締結する場合に、これに参加する者の参加基準等に関して必要な事項</u>_____を定めるものとする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>建設工事</u> <u>建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事</u>をいう。</p> <p>(2) <u>有資格業者</u> <u>山口市が発注する建設工事の競争入札参加資格及び登録に関する要綱第6条の規定により入札参加資格を有すると認定され、入札参加者として登録された者</u></p> <p>(3) <u>委員会</u> <u>山口市入札制度等検討委員会設置要綱に定める委員会</u></p> <p>(4) <u>指名審査会</u> <u>山口市指名審査会設置要綱に定める指名審査会</u></p> <p>(5) <u>格付業種</u> <u>山口市建設工事業者格付等級要領に定める対象業種</u></p>

(参加基準)

第2条 格付業種(山口市建設工事業者格付等級要領に定める対象業種をいう。以下同じ。)の参加基準は、別表第1に定めるところによる。

2 格付業種以外の参加基準は、工事の規模、難易度、経営事項審査結果、工事実績、別表第1に定める基準等により設定する。

旧第5条・旧第6条の規定は、山口市入札実施要綱に定めたため、削る。

(上位及び下位等級業者から参加させる場合の**取扱い**)

第3条 上位及び下位等級業者から参加させる場合は、別表第2に掲げるとおりとし、指名競争入札による場合は、入札要綱別表第2の当該設計金額____に対応する標準指名業者数の2分の1を超えてはならない。

(6) 総合評定値 法第27条の23に定める経営事項審査により算定された総合評定値

(委員会)

第3条 市長は、次の各号に掲げる事務を行う場合において、委員会に諮るものとする。

(1) 参加基準に関する変更 新第5条に移行

(2) その他市長が特に必要と認めた事項

(参加基準)

第4条 格付業種_____
_____の参加基準は、それぞれの工事種別ごとに、別表1に掲げる請負対象設計金額により区分する。

2 格付業種以外の参加基準は、工事の規模、難易度、経営事項審査結果、工事実績_____等により設定する。

(応札可能業者数)

第5条 建設工事を条件付一般競争入札に付そうとする場合は、条件の設定により原則10者以上参加可能とすること。

(指名業者の数)

第6条 建設工事を指名競争入札に付そうとする場合は、有資格業者の中から、別表1に掲げる請負対象設計金額の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる標準指名業者数以上を指名するものとする。また、指名が1つの等級に限られる場合において、工事内容等から判断し、当該指名業者数が本項に定める標準指名業者数に満たない数であってもやむを得ないと指名審査会が審査したときは、これに満たない数の業者で指名を行うことができる。

(上位及び下位等級業者から参加させる場合の**取扱い**)

第7条 上位及び下位等級業者から参加させる場合は、別表2____に掲げるとおりとし、指名競争入札による場合は、別表1____の当該請負対象設計金額____に対応する標準指名業者数の2分の1を超えてはならない。

(特別な事情がある場合の**取扱い**)

第4条 緊急、災害、特殊その他特別な事情があるときは、**前2条の規定によらない**ことができる。

(**参加基準の変更**)

第5条 市長は、**参加基準の変更をするときは、あらかじめ山口市入札制度等検討委員会に諮るものとする。**

(**補則**)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表第1 (第2条関係)

1 格付業種

(1) 土木一式工事

(旧)備考1の規定によれば市外業者だけにしか適用しない欄であるため、改正前の読替規定をなくし、「総合評定値」そのものの欄とした。

設計金額	等級の基準	総合評定値の基準
4,000万円以上	1等級	1,000点以上
1,500万円以上 4,000万円未満	2等級	999点以下 800点以上
1,500万円未満	3等級	799点以下

(2) 建築一式工事

設計金額	等級の基準	総合評定値の基準
5,000万円以上	1等級	1,000点以上
2,000万円以上 5,000万円未満	2等級	999点以下 800点以上
2,000万円未満	3等級	799点以下

(特別な事情がある場合の**取扱い**)

第8条 緊急、災害、特殊その他特別な事情があるときは、**第4条から前条までの規定によらないで業者を参加させる**ことができる。

(**その他**)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表1 (第4条関係、第6条関係)

1 格付業種

(1) 土木一式工事

山口市競争入札実施要綱に定めたので、削る。併せて設計金額の区分を整理する。

等級	請負対象設計金額	標準指名業者数	格付点数
1	5,000万円以上	13業者	1,000点以上
	4,000万円以上 5,000万円未満	11業者	
2	1,500万円以上 4,000万円未満	9業者	999点以下 800点以上
3	250万円以上 1,500万円未満	7業者	799点以下
	250万円未満	5業者	

(2) 建築一式工事

等級	請負対象設計金額	標準指名業者数	格付点数
1	1億円以上	13業者	1,000点以上
	5,000万円以上 1億円未満	11業者	
2	2,000万円以上 5,000万円未満	8業者	999点以下 800点以上
3	1,000万円以上 2,000万円未満	5業者	799点以下
	1,000万円未満		

(3) 電気工事及び管工事

設計金額	等級の基準	総合評定値の基準
2,500万円以上	<u>1等級</u>	800点以上
2,500万円未満	<u>2等級</u>	799点以下

(4) 造園工事

設計金額	等級の基準	総合評定値の基準
700万円以上	<u>1等級</u>	870点以上
700万円未満	<u>2等級</u>	869点以下

2 格付業種以外の業種

設計金額	総合評定値の基準
1億円以上	750点以上
5,000万円以上 1億円未満	650点以上
2,000万円以上 5,000万円未満	550点以上
500万円以上 2,000万円未満	450点以上
500万円未満	300点以上

備考

1 格付業種における等級に係る参加基準は、工事業種ごとに、この表に掲げる設計金額に応じ、それぞれ等級の基準の欄に定めるところによる。この場合において、市内に主たる営業所を有しない者に係る参加基準は、

(3) 電気工事及び管工事

等級	請負対象設計金額	指名業者数	格付点数
<u>1</u>	5,000万円以上	8業者	800点以上
	2,500万円以上 5,000万円未満	6業者	
<u>2</u>	1,000万円以上 2,500万円未満	5業者	799点以下
	500万円以上 1,000万円未満	4業者	

(4) 造園工事

等級	請負対象設計金額	標準指名業者数	格付点数
<u>1</u>	5,000万円以上	13業者	870点以上
	2,000万円以上 5,000万円未満	11業者	
	1,000万円以上 2,000万円未満	9業者	
<u>2</u>	700万円以上 1,000万円未満	7業者	869点以下
	500万円以上 700万円未満	5業者	

2 格付業種以外の建設工事

区分	請負対象設計金額	標準指名業者数	総合評定値
<u>1</u>	1億円以上	8業者	750点以上
<u>2</u>	5,000万円以上 1億円未満		650点以上
<u>3</u>	2,000万円以上 5,000万円未満	7業者	550点以上
<u>4</u>	1,000万円以上 2,000万円未満	6業者	450点以上
	500万円以上 1,000万円未満	5業者	
<u>5</u>	500万円未満	4業者	300点以上

1 格付業種の建設工事について、

_____市内に主たる営業所を有しない者を競争入札に付

総合評定値の基準の欄に定めるところによる。

2 格付業種以外の業種について、市内に主たる営業所を有する許可業者で、過去の工事成績が良好であったものを指名競争入札で指名する場合は、当該許可業者の総合評定値に対応する左欄に掲げる設計金額を5割以下の範囲内で増額した額に読み替えて適用することができる。

3 この表における「総合評定値」とは、建設業法第27条の23に定める経営事項審査により算定された総合評定値をいう。

別表第2（第3条関係）

1 等級業者を2等級工事へ参加させる場合の設計金額の範囲

工事区分	設計金額
土木一式工事	2,000万円以上
建築一式工事	2,000万円以上
電気工事及び管工事	500万円以上
造園工事	400万円以上

2 等級業者を1等級工事へ参加させる場合の設計金額の範囲

工事区分	設計金額
土木一式工事	6,000万円未満
建築一式工事	1億5,000万円未満
電気工事及び管工事	5,000万円未満
造園工事	5,000万円未満

2 等級業者を3等級工事へ参加させる場合の設計金額の範囲

工事区分	設計金額
土木一式工事	1,000万円以上
建築一式工事	2,000万円未満

3 等級業者を2等級工事へ参加させる場合の設計金額の範囲

工事区分	設計金額
土木一式工事	2,500万円未満
建築一式工事	5,000万円未満

ただし、建築一式工事においては、格付点数が700点以上とする。

そうとする場合は、格付点数を法第27条の23に定める経営事項審査により算定された総合評定値に読み替えることとする。

2 格付業種以外の建設工事について、市内に主たる営業所を有する許可業者で、過去の工事成績が良好であったものを競争入札に付そうとする場合は、当該許可業者の総合評定値に対応する左欄に掲げる請負対象設計額を5割以下の範囲内で増額した額に読み替えて適用することができる。

別表2（第7条関係）

1 等級業者を2等級工事へ参加させる場合の請負対象設計金額の範囲

工事区分	請負対象設計金額
土木一式工事	2,000万円以上
建築一式工事	2,000万円以上
電気工事及び管工事	500万円以上
造園工事	400万円以上

2 等級業者を1等級工事へ参加させる場合の請負対象設計金額の範囲

工事区分	請負対象設計金額
土木一式工事	6,000万円未満
建築一式工事	1億5,000万円未満
電気工事及び管工事	5,000万円未満
造園工事	5,000万円未満

2 等級業者を3等級工事へ参加させる場合の請負対象設計金額の範囲

工事区分	請負対象設計金額
土木一式工事	1,000万円以上
建築一式工事	2,000万円未満

3 等級業者を2等級工事へ参加させる場合の請負対象設計金額の範囲

工事区分	請負対象設計金額
土木一式工事	2,500万円未満
建築一式工事	5,000万円未満

ただし、建築一式工事においては、格付点数が700点以上とする。